# 令和７年度第３回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年６月１０日（火）午後４時００分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請処理について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２４名）内農業委員出席１４名

| 議席番号 | 氏　　名 | 議席番号 | 氏　　名 | 議席番号 | 氏　　名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 坂尾　清志 | 2 | 加瀬　明 | 3 | 欠　席 |
| 4 | 加瀬　芳枝 | 5 | 藤ヶ﨑　勘兵衛 | 6 | 信太　庄一郎 |
| 7 | 髙橋　律子 | 8 | 宮内　　弘 | 9 | 加瀬　佳二 |
| 10 | 山口　雅明 | 11 | 唐津　茂雄 | 12 | 山口　昭彦 |
| 13 | 木内　和夫 | 14 | 髙木　伸行 | 15 | 島﨑　　隆 |
| 16 | 岩瀬　定雄 | 17 | 嶋田　正明 | 18 | 野口　英夫 |
| 19 | 向後　繁範 | 20 | 多田　秀一 | 21 | 欠　席 |
| 22 | 鈴木　正明 | 23 | 石毛　　清 | 24 | 宮内　春雄 |
| 25 | 早船　徳治 | 26 | 宮内　一郎 | | |

５　欠席者　　３番平津　清委員・２１番関根　弘幸委員

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智

主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

| | |
|---|---|
| | ――――――　午後４時００分開会　―――――― |
| 議　長 | それではただいまより、令和７年度第３回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号３番平津　清委員・２１番関根　弘 |

幸委員の２名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号８番　　宮内　弘委員

議席番号９番　　加瀬　佳二委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、同町同番地○○○○です。○○と○○の関係です。申請の地番、地積は、小船木町２丁目４２５１番２、登記簿地目畑、現況畑、地積３３７㎡外３１筆合計地積２２，５６７．２３㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内にあり、一部は農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、県道銚子海上線を旭方面に進み、ＪＡ出荷場から１．７ｋｍ進み右折し、２８０ｍ進んだ右側外です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、同一世帯の○○から○○への一括贈与です。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、

技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は柴崎町４丁目２３０７番１、登記簿地目畑、現況畑、地積２，７８６㎡外２筆合計地積３，０７７㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、柴崎町の信号を左折し、旧信金グランドの１ｋｍ先を右折し、１００ｍ進んだ両側です。現在は、片方はロータリー耕がされており、もう片方はキャベツの作付けがされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢になり、農業経営が難しくなってきたので譲り渡します。譲受人は、譲渡人より話があり、農業経営の規模拡大になるため譲り受けます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

| | |
|---|---|
| 議　長 | ご意見等が無いようですので、採決いたします。<br>本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。<br>（挙手全員） |
| 議　長 | 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。<br>順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。<br>議案第１号の３ |
| ○○委員 | それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は森戸町４６５番、登記簿地目田、現況田、地積５２５㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、森戸町の信号を左折し６０m進み、右折し３０mほど奥に入ったところです。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人の希望のためです。譲受人は自己所有地の隣地で、耕作に便利なため、規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。 |
| 議　長 | 担当委員の説明が終わりました。<br>ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。<br>（なし） |
| 議　長 | ご意見等が無いようですので、採決いたします。<br>本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。<br>（挙手全員） |
| 議　長 | 挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。<br>議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。<br>（事務局朗読） |
| 議　長 | 事務局の朗読が終わりました。<br>順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 |

議案第２号の１

○○委員　順位１番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第４条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の申請人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は台町１９０６番３、登記簿地目畑、現況畑、地積６６㎡外１筆合計地積１６９㎡です。申請の用途は、駐車場（５台）用地です。申請地の場所は、台町銚子商業高校の正門から駅方面に向かい８０m進み右折し、１１０m先の右側です。現在は、一部家庭菜園として使用されていました。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されおり、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場５台２０㎡×１台と１４㎡×４台分です。工期としては令和７年８月１日から令和７年１２月３１日での予定です。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。汚水・雑排水については、雨水は自然浸透です。隣接農地はありませんので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番から５番は関連がありますので、一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の１～５

○○委員　それでは、順位１番から５番について関連がありますので、一括してご

説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による一時転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇〇〇外４名です。申請の地番、地積は、新町７９８番３、登記簿地目畑、現況畑、地積３，６８６㎡の内２，６５８．７１㎡外７筆合計地積１９，８１９㎡のうち２，８４４．３９㎡です。申請の用途は、風力発電設備修繕の作業場用地と工事用進入路用地です。申請地の場所は、三宅町から県道を旭方面に向かい、広域農道入口の信号を右折し６００ｍほど進み右折し、５０ｍ進んだところです。現在はロータリー耕がされていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく第２種農地と判断します。転用計画につきましては、鉄板敷２，８４４．３９㎡です。工期としては、許可日から令和７年８月１５日までの予定となっています。事業に係る資金としては、自己資金です。〇〇〇〇（株）は、〇〇〇〇（株）の持株会社であり、資力証明（残高証明）は取得できないので、決算公告過去３か年分及び持株会社である旨の証として〇〇〇〇(株)のホームページ(会社概要)が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位６番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の６

〇〇委員　　それでは、順位６番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条

の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、南小川町８６９番１、登記簿地目畑、現況畑、地積８９㎡外２筆合計地積３８５㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、南小川町カスミ南小川町店から北へ８０m進み、信号を右折し１３０m進み左折し、３０m進んだ左側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については準工業地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟建築面積６９．５６㎡と駐車スペース２台分３６㎡です。工期としては、令和７年７月３０日から令和７年１１月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は公共下水道へ排出します。雨水は、宅地内浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位７番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の７

○○委員　　それでは、順位７番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は○○町○○○○です。譲渡人は、○○市○○区○○　○○○○です。申請の地番、地積は、笠上町７１９４番１３、登記簿地目畑、現況畑、地積１３２㎡です。申請の用途は、駐車場２台・資材置場用地です。申請地の

場所は、笠上町セブンイレブンから黒生方面に向かい３００m進み右折し、８０m進み左折し７０m先の右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては資材置場１か所４９㎡、駐車場２台分です。工期としては、令和７年８月３０日から令和７年９月３０日までの予定となっています。事業に係る資金は、ありません。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上で、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位２番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から２番についてご説明申し上げます。

本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。

設定者は、○○町○○○○外１名、被設定者は、○○町○○○○外１名。

申請の地番・地積は、小浜町７０１１番登記簿地目畑、現況畑、地積１，３８７㎡外畑１筆合計地積２，１８０㎡です。その内容ですが、順位１番から２番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、畑２筆、合計地積は２，１８０㎡です。以上順位１番から２番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

次に、議案書の７ページから８ページに報告事項がありますので、事務局に説明を願います。

事務局　　農業者年金 令和７年度加入推進活動計画についてご説明いたします。

７ページの令和７年度加入推進実績報告表をご覧ください。まず、千葉県全体の今年度の加入目標は、ワークシートに記載はございませんが、１１８人となっております。今年度の、銚子市の全体目標は８人で、このうち３９歳以下の目標は４人です。また、今年度の加入推進名簿の登載人数は２８９人で、青色申告の世帯で、認定農業者、または認定農業者と家族経営協定をむすんでいる方や、新規就農者から抽出いたしました。具体的な加入推進につきましては昨年度同様、事務局で作成した対象者名簿を調査区ごとにお配りいたしますので、戸別訪問をお願いしたいと思います。名簿に載っていない方でも加入推進していただいて結構です。引き続き、ご近所の方、お知り合いの方に制度のＰＲをしていただき、加入推進についてよろしくお願いいたします。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、以上で報告を終了いたします。

議案書の９ページから１１ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第３回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時３５分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員